

各 都 道 府 県 知 事  
各指定都市・中核市・児童相談所設置市市長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
各指定都市・中核市教育委員会教育長  
各 国 立 大 学 法 人 の 長

こども家庭庁成育局長  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関する  
ガイドラインの一部改訂等について（通知）

保育所や幼稚園等における虐待等への対応については、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和7年8月改訂版。以下「ガイドライン」という。）を策定し、これを踏まえた適切な対応をお願いしてきたところである。

今般、令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育所等における虐待に係る事案の分類・把握・検証等の在り方に関する調査研究」（株式会社NTTデータ経営研究所。以下「令和7年度調査研究」という。）の調査結果を踏まえ、別紙新旧対照表とおりガイドラインの改訂等を行うとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の17等の規定に基づき全国の虐待の状況等の把握を行うことを予定しているため、内容を十分ご了知の上、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、管内の市区町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を除く。）及び保育所及び幼稚園等に対して、また、各指定都市・中核市市長及び各指定都市・中核市教育委員会教育長におかれては所管の保育所及び幼稚園等に対して、各国立大学法人の長におかれては、その設置する幼稚園等に対して、遺漏なく周知を図ること。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. ガイドラインの改訂内容

(1) これまで、保育所等の職員の行為が虐待に該当すると判断した場合は、こども家庭庁（幼稚園等については文部科学省）に情報提供をお願いしていたところであるが、令和8年4月以降については、

- ・ 当該通報等の内容が重大事案（例：職員の逮捕に至るもの、虐待を受けたこどもの心身に重大な影響を及ぼすもの、組織的な事案、長期にわたる事案等）である場合は、こども家庭庁（幼稚園

園等については文部科学省) に対し、速やかに報告を行うこと (様式不問)

- ・ そのうえで、虐待の該当・非該当にかかわらず、事実確認を行った事案については、こども家庭庁より毎年度行うことを予定している 2 に記載の調査において、その結果を報告することとしたこと。【p. 13】

[情報提供先]

- ・ 認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、認可外保育施設に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課 hoiku.safety-report@cfa.go.jp
- ・ 幼稚園に関すること  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課 youji@mext.go.jp
- ・ 特別支援学校幼稚部に関すること  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 tokubetu@mext.go.jp

※メールの件名は「【虐待報告】自治体名 提出年月日 (YYYYMMDD)」とすること。

(2) 児童福祉法第 33 条の 16 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 27 条の 7 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 28 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、都道府県が、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の情報を公表するための様式のひな形をこども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoiku-gyakutaiboushi>) に公表したこと。【p. 47】

(※) 公表様式例は、「保育所や幼稚園等における虐待事案の公表様式例について (周知) (令和 7 年 11 月 10 日付け事務連絡) において周知したもの。

## 2. 全国の虐待の状況等の把握について

児童福祉法第 33 条の 17 等の規定により、国は、保育所等における虐待の事例の分析を行うとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策並びに虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うこととされている。

これを踏まえ、全国の虐待の状況等を把握するため、こども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoiku-gyakutaiboushi>) に掲載する調査票 (※) を用いて、毎年度実施する調査に対応されたいこと。なお、調査の実施については、こども家庭庁より別途通知する。

(※) 調査票①: 「保育所や幼稚園等における虐待対応状況等調査 (様式 1 対応状況票)」

調査票②: 「保育所や幼稚園等における虐待対応状況等調査 (様式 2 個別事案票)」

また、調査票②は、自治体において、通報や他の自治体からの通知を受けた場合の事実確認を行う場合に当たっても使用されたいこと。

### 【添付資料】

- ・ (別紙) 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン 新旧対照表

(令和8年4月改訂こども家庭庁、文部科学省)

- ・(参考資料) 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン 改訂後全文

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係

hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp